

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(土曜日は、  
日曜日と  
する)

### ◇ 告 示

#### 目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による診療所の廃止
- 保険医療機関等の指定
- 昭和五十年年度地籍調査事業計画の決定
- 解除予定の保安林(五件)
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて  
の同意を求めるための発起人の届出
- 土地改良事業の認可
- 開発行為に関する工事の完了
- 選挙管理委員会の招集
- 個人演説会を開催することができる施設の指定
- 昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七  
号の一部改正
- 風俗営業等取締法による聴聞

## 告 示

### 鳥取県告示第五百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
音田齒科医院	東伯郡東郷町松崎四一〇	昭和五十年五月一日

### 鳥取県告示第五百二十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
音田齒科医院	東伯郡東郷町松崎四一〇	昭和五十年四月三十日

### 鳥取県告示第五百三十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
馬 淵 医 院	鳥取市材木町一〇六	昭和五十年六月一日
労働福祉事業団 山陰労災病院	米子市皆生一四八〇	"
医療法人同愛会 博愛病院	米子市加茂町一丁目一	"
須山眼科病院	米子市東町五五	六月二日
医療法人共済会 清水整形外科病院	倉吉市宮川町二二九	"
山本内科病院	倉吉市宮川町二丁目七六	"
小 谷 医 院	西伯郡名和町大字御来屋 中野中二四三一	六月十日
タナカ歯科医院	鳥取市弥生町二六一	六月一日
林 齒 科 医 院	鳥取市立川町二丁目一四三	"
鳥取県立 鳥取療育園	鳥取市江津二五九	"

鳥取県告示第五百三十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に

基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和五十年年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査換算面積 (平方キロメートル)
鳥取市	布勢、桂見、大桶及び里仁の一部	昭和五十一年三月三十一日まで	〇・八二
気高町	上光の一部並びに宿、土居、日光及び八束水	"	一・〇二
米子市	宗像並びに日原及び兼久の一部	"	〇・八〇

鳥取県告示第五百三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市本高字立見四二九（次の図に示す部分に限る。）
- 一(二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 一(三) 解除の理由  
農道用地とするため
- 二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市本高字立見四二二(次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(二) 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷一二九六の三、一二九六の六(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字橋ノ谷六九九の一六、字高丸七〇〇の二二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字戒谷二四九の一、二六〇、二六一の二(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字大口縄原山七五五の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十七号

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条の二第三項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

東伯郡赤碕町大字赤碕 林原麿治

東伯郡赤碕町大字赤碕 鎌谷安治

2 加入区

赤碕加入区(赤碕町漁業協同組合の区域)

3 漁業の区分

しいらつけ漁業

二 漁業者調書の縫覧

1 場所

赤碕町漁業協同組合

2 期間

昭和五十年六月十七日から昭和五十年七月一日まで

鳥取県告示第五百三十八号

江府町から申請のあった町営土地改良(武庫地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年六月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年十二月十八日 鳥取県指令受都計第五百八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵字六反田、字五万田及び岩美郡国府町大字奥谷字宝蔵免

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町二五九

日本土地株式会社

代表取締役 岸本友未

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和五十年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十年六月二十日(金) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県庁第四応接室

三 議題 市町村推進協議会委員及び選挙管理委員会委員の研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号に規定する施設を次のとおり指定した旨八東町選挙管理委員会から報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名称 所 在 地

下南地区会館 八頭郡八東町大字南四九〇番地

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号(不在者投票

理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

「鳥取生協病院 鳥取市末広温泉町二五二」を

「鳥取生協病院 医療法人寿生会幡病院 医療法人明和会渡辺病院

鳥取市末広温泉町二五二  
鳥取市雲山五七  
鳥取市東町三丁目三〇七」  
に改める。

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第二十七号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十年六月二十六日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

大阪府貝塚市橋本二二四番地 鷺見嘉美

東京都文京区千石四丁目四六番一〇号

有限会社めじか産業

代表取締役社長 瀬能清治

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価】一部一箇月五百円(送料を含む。)